　　　　　　　　　　　　　　会則

（名称）

第１条　この会は、　　　　　　　　　　　　（以下「本会」という。）と称する。

　（事務所）

第２条　本会の事務所は、本会は、　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

　（目的）

第３条

（活動内容）

第４条　本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施

する。

（１）

（２）

（３）　その他本会の目的を達成するために必要な事項

（入会）

第５条　本会に入会しようとする者は、入会申込書を　　　　　　　に提出し、承認を得るものとする。

（退会）

第６条　本会を退会しようとする者は、退会届を　　　　　　　に提出し、任意に退会することができる。

（役員）

第７条 　本会に次の各号に掲げる役員を置く。

（１）

（２）

（３）

（総会）

第８条　本会の総会は、年１回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会開催することができるものとする。

２　総会は､次の各号に掲げる事項について審議し､議決する。

（１）

（２）

（３）

３　本会の会議は、会長が召集する。

４　総会の議長は、会長がこれに当たる。

５　本会の会議は､　　　分の　　　以上の出席で成立し､出席者の過半数で決議する。

（事業年度）

第９条　本会の事業年度は、　　　月　　　日から翌年の　　　月　　　日までとする。

（委任）

第10条　この会則に定めのない事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

附　則

この会則は、　　　　　　年　　月　　日から施行する。